Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

中部運輸局自動車交通部

令和6年8月2日 14:00発表

連絡先:

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官 久世、猪飼 Tel 052-952-8082 静岡運輸支局 輸送・監査担当 原田、吉住 Tel 054-261-1191

同時発表:静岡県政記者クラブ

乗合バス事業者に文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名:富士急モビリティ 株式会社(代表取締役 志村 公聖)

住 所:静岡県御殿場市新橋999番地

営 業 所:本社営業所(住所に同じ)

2. 行政処分等の概要

処 分 日:令和6年8月2日

処分内容:文書警告

3. 監査端緒

令和5年12月7日の三島線「萩ヶ丘窪上」バス停留所において旅客を乗車させる ことなく当該バス停留所を通過したことから監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

- (1) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
 - (道路運送法第27条第3項)
 - (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

- (2) 点呼を実施していなかった。
 - (道路運送法第27条第3項)
 - (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)
- (3) 点呼の記録をしていなかった。
 - (道路運送法第27条第3項)
 - (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (4) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
 - (道路運送法第27条第3項)
 - (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (5) 主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令 に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切で あった。
 - (道路運送法第27条第3項)
 - (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数 当該事業者の累積違反点数

本社営業所 0点

0点